

改正

平成20年3月21日条例第5号

平成28年3月23日条例第2号

令和4年12月23日条例第35号

妙高市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開し、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政の公正な運営の確保、市民との信頼関係の強化及び市民の市政への参加を図り、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（以下「公文書」という。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 図書館等において、一般の利用に供することを目的として管理されている図書、資料、刊行物等
- (2) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- (3) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保管しているもの。

2 この条例において「情報の公開」とは、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

3 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、妙高市土地開発公社及び杉野沢財産区をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に尊重されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報の取扱いについては、プライバ

シーの保護の観点から最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 情報の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第4号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る情報に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人及び市内に存する学校に在学する個人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人その他の団体

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものに対しても、情報の公開に努めるものとする。

(情報の公開義務)

第6条 実施機関は、前条第1項の規定による情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、情報の公開をしなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家

公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は

他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条 削除

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書が第6条各号に掲げる情報とそれ以外の情報とからなる場合で、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同条各号に掲げる情報を除いて、これを公開しなければならない。

(公開請求)

第9条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、請求書を提出しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該請求のあった日から起算して30日以内に、当該情報の公開をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、情報の公開を否とする決定をしたときは、その理由を記載するとともに、その理由がなくなる時期が明らかである場合には、その時期を明示しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、延長の理由及び延長する期間を書面により請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をするに当たり、当該公開請求に係る情報に市以外のものに関する

情報が含まれているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

- 5 実施機関は、公開請求に係る情報を保有していないときは、速やかにその旨を書面により請求者に通知しなければならない。

(情報の公開の実施)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をすることを決定したときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、公文書の保存のため必要があるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の複製により情報の公開をすることができる。

(費用負担)

第12条 情報の公開に関する手数料は無料とする。

- 2 公文書（その複製を含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続の適用除外)

第12条の2 第10条第1項の決定又は同条同項の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の決定又は第6条の公開請求に係る不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が不適法である場合を除き、速やかに妙高市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに審査請求に対する裁決を行わなければならない。
- 4 第10条第5項の通知を受けたものは、実施機関が当該公開請求に係る情報を保有していないことについて、当該通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に再調査を請求することができる。
- 5 実施機関は、前項の規定による請求があったときは、速やかに審査会に調査させ、その結果を当該請求者に通知しなければならない。

(目録の作成)

第14条 実施機関は、公開請求の利便に資するため、公文書の目録を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、実施機関によるこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(情報の提供)

第16条 実施機関は、市政に関する情報を市民に積極的に提供するものとする。

(出資法人等の情報公開)

第17条 市が出資その他財政支出等を行う法人（妙高市土地開発公社を除く。）であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、経営状況を説明する文書その他保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書であつて、実施機関が保有していないものに関し、公開の請求があつたときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(適用除外)

第18条 この条例は、法令、他の条例等の規定により情報の公開その他これに類する手続が定められている場合における当該手続については適用しない。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的とし、又は一般に周知若しくは配布することを目的とする公文書については適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書に記録された情報について適用する。
- 3 実施機関は、施行日前に作成し、又は取得した公文書に記録された情報についても、公開するよう努めるものとする。

附 則（平成20年条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の妙高市情報公開条例(以下この項において「新情報公開条例」という。)第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第10条第1項の規定による決定について適用する。